



パパの育休を応援します



新潟市内の中小企業等に勤務する男性労働者が、
連続する1か月以上の育児休業を取得した場合、
20万円の奨励金を支給します。

■支給要件

○労働者

- 1 新潟市に住所を有する男性であること
- 2 雇用保険の被保険者であること
- 3 新潟市内の事業所又は、新潟市に本社を置く企業の新潟市外の事業所に勤務し、右の要件を満たす事業主に雇用されている労働者であること
- 4 養育する3歳未満の子に対して連続する1か月以上の育児休業を取得すること
- 5 上記4の育児休業を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 6 育児休業に関する体験記を作成すること
- 7 市税の未納がないこと
- 8 市が行う啓発活動に協力すること
- 9 暴力団等、社会的に非難されるべき関係を有する者でないもの

○事業主 ※事業主も要件を満たす必要があります

- 1 新潟市内に本社又は事業所を有する、常用雇用者が300人以下の中小企業等（国の出資や補助金を得ている一部の法人等、対象外となる法人があります）
- 2 雇用保険の適用事業主であること
- 3 労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けていること
- 4 「次世代育成支援対策推進法一般事業主行動計画」を策定し、都道府県労働局へ届け出ており、当該計画を公表し労働者に周知させるための措置を講じていること
- 5 労働者を対象に育児休業制度の周知及び育児休業に関する体験記の共有を行うこと
- 6 市が行う啓発活動に協力すること
- 7 暴力団等、社会的に非難されるべき関係を有する者でないもの

■必要書類

申請は、育児休業を取得後、1か月勤務した日から1か月以内に、下記書類を提出してください。

- 1 奨励金支給申請書兼実績報告書（別記様式第1号）
- 2 雇用保険被保険者証の写し
- 3 住民票や母子健康手帳の写し等新潟市に住所を有すること及び親子関係を証明できるもの
- 4 育児休業申出書の写し
- 5 出勤簿の写し等、育児休業取得状況及び職場復帰して1か月经過したことが確認できるもの
- 6 育児休業に関する体験記（別記様式第2号）
- 7 納税証明書（新潟市制度用）※1
- 8 育児休業取得に関する報告書（別記様式第3号）※2
- 9 職場研修実施報告書（別記様式第4号）※2

- ※1 申請者ご本人の納税証明書が必要です。
納税証明書の交付を受ける際は、窓口で「新潟市制度用が必要」と伝えてください。
- ※2 事業主が作成します。添付書類も必要です。

書類の添付誤りや不備などが多くなっています。
制度の詳細や申請書のダウンロード、申請にあたっての注意事項など、市ホームページでご確認ください。

新潟市 男性の育休奨励金

検索



■ 育児休業取得から奨励金支給までの流れ

例えば、7月1日から7月31日までの育児休業を取得する場合の考え方は次のようになります。



◆ 「連続する1か月以上の育児休業」の考え方

例1) 7月1日から育児休業を開始した場合

→7月31日まで休業すれば要件を満たします。(職場復帰8月1日)

※1か月に公休日が含まれていても構いません。(例2も同じ)

日数が少ない月(6月、9月など)も、1日から末日まで休業すれば要件を満たします。(職場復帰翌月1日)

例2) 7月24日から育児休業を開始した場合

→8月23日まで休業すれば要件を満たします。(職場復帰8月24日)

◆ 申請可能日、申請期限の考え方

例1) 8月1日に職場復帰した場合

→8月31日まで勤務した後、9月1日から9月30日まで申請できます。

例2) 8月24日に職場復帰した場合

→9月23日まで勤務した後、9月24日から10月23日まで申請できます。

※申請期限が閉庁日(土日祝日、年末年始)にあたる場合でも、申請期限は延長しません。
 郵送での提出も可能です。申請期限当日の消印有効です。
 2月中に職場復帰された方の申請期限は、3月31日となりますのでご注意ください。
 予算額に達した場合は、対象期間満了前に受付終了となります。

■ 問合せ 申請先

新潟市市民生活部男女共同参画課 TEL: 025-226-1061 FAX: 025-228-2230
 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1 (市役所本館2階)